

平成21年8月12日

各 位

会 社 名 株式会社 武井工業所
代表者名 代表取締役社長 中山 芳博
(フェニックス銘柄・コード 5286)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役管理本部長
大内 哲朗
電話 0299-24-5216

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年8月12日開催の取締役会において、平成21年9月28日開催予定の第54期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という）の施行を機に現行定款規定の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。

(1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第7条を削除するものであります。

上記みなし定款変更に伴い、単元未満株券について定める現行定款第9条2項を削除するものであります。

(2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款第10条および現行定款第11条の「実質株主」、「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。

(3) 株券喪失記録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、現行定款第11条第3項を附則に移し、平成22年1月6日をもって削除する旨を定めるものであります。

(4) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年9月28日（月曜日）

定款変更の効力発生日 平成21年9月28日（月曜日）

現行定款	変更案
<p>第 1 条～第 6 条 (条文省略) (株券の発行)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第 8 条 (条文省略) (单元株式数及び单元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の单元株式数は 1, 0 0 0 株とする。</p> <p>2 <u>当社は、第 7 条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第 1 0 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ～ (3) (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 1 1 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 1 2 条～第 2 3 条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第 2 4 条 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第 2 5 条～第 4 3 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 1 条～第 6 条 (現行通り)</p> <p>(削除)</p> <p>第 7 条 (現行通り) (单元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の单元株式数は、1, 0 0 0 株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ～ (3) (現行通り)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 1 0 条 (現行通り)</p> <p>2 (現行通り)</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 1 1 条～第 2 2 条 (現行通り) (取締役会の招集通知)</p> <p>第 2 3 条 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 (現行通り)</p> <p>第 2 4 条～第 4 2 条 (現行通り)</p> <p>(附則)</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>第 2 条 前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条及び本条を削除するものとする。</u>

以上